

写

要 望 書

介護慰労金支給補助事業の
緊急再開について

群馬県市長会 会長 清水 聖義

群馬県町村会 会長 貫井 孝道

介護慰労金支給補助事業の緊急再開に関する要望

本県における介護慰労金支給事業については、重度の要介護者を在宅で介護する方を慰労するため、介護保険制度が開始される以前より県費補助制度として実施されてきたが、介護保険制度での地域支援事業において支給できることとなり、県と市町村の財政負担が軽減されることから、平成26年度末をもって廃止となった。

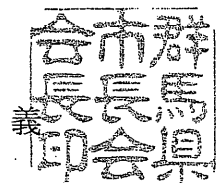
ところが、今年度に改正された地域支援事業については、慰労金支給に関し「介護サービスを受けていない者」の条件が加えられたため、これまでの受給者のほとんどが対象外となる。従来要件で慰労金を支給するには、市町村単独で事業を実施することとなり、市町村は、財政的に困難な状況に置かれている。

つきましては、介護慰労金支給事業がこれまで重度の要介護者を家庭で介護する家族の精神的・肉体的負担に報いてきた経過及び施設利用者との均衡を踏まえ、今年度も従来どおりの支給が可能となるよう早急に補正予算措置を講じるよう要望する。

平成27年12月16日

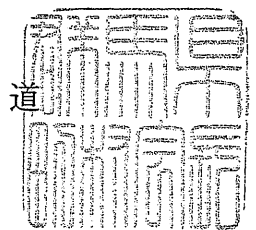
群馬県市長会

会長 清水 聖



群馬県町村会

会長 貫井 孝道



群馬県知事 大澤 正明 様